

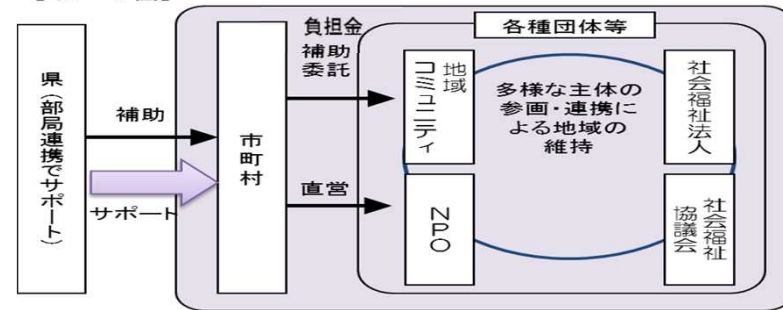
住み続ける中山間地域生活サポート事業

中山間地域に安心して住み続けることができるよう、市町村が地域コミュニティ、NPO法人、社会福祉法人等の各種団体等と連携し、合わせ技を活用する「小さな拠点づくり」に向けた取組（仕組みづくり）を支援。

合わせ技の例：「日用品の移動販売」と「地域の見守り活動」
 「産直市の開設」と「地域外交流」

事業期間：平成28年度～平成31年度

【イメージ図】



「小さな拠点づくり」

生活機能の確保

地域運営スーパー、移動販売、高齢者配食サービス
見守りサービス、交流サロン開設 等

地域産業の振興

地域資源を活かした特産品づくり、販路開拓
産直市開設、集出荷体制構築 等

生活交通の確保

デマンド型乗合タクシー、公共交通空白地有償運送 等

拠点整備

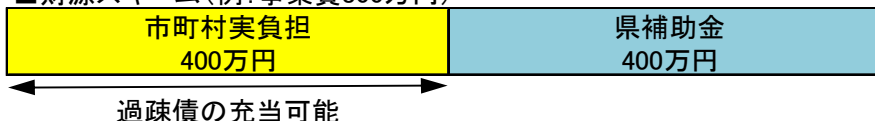
廃校等を改修し、買い物や医療等の機能・サービスの維持・集約と併せ、地域内外の交流スペースや産直市等の地域産業の活動場所として整備

■対象事業

①市町村が各種団体等と連携して実施する生活に必要な諸機能の維持・確保や地域資源を活かしたコミュニティビジネスを進める取組（仕組みづくりのための調査・検討等を含む。）

②①の実施のために必要となる施設整備、車両及び備品購入費

- 補助率：補助対象事業費（市町村負担）の1/2以内
- 補助限度額：400万円 ※最大2年間支援
- 財源スキーム(例:事業費800万円)



※交通対策課の地域生活交通総合支援事業

■対象事業

- ・廃校改修等の工事費、備品購入費等（事業費：2,000万円以上）
- 補助率：補助対象事業費（市町村負担）の1/2以内
- 補助限度額：1,000万円 ※1年間支援
- その他：原則1市町村1箇所限り
- 財源スキーム(例:事業費2,000万円)

